

川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則の制定について

川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

(案)

川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則（平成28年川崎市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「条例」という。）別表第1行政職給料表(1)の適用を受ける職員の職務の部部長級の項中「所長」の次に「（学校給食センターを除く。）」を加え、同部課長級の項中

「

課長若しくは担当課長、課に相当する室の長、館長、園長又は分館長

」

を

「

課長若しくは担当課長、課に相当する室の長、所長（学校給食センターに限る。）、館長又は園長

」

に改め、同部係長級の項中「担当係長」の次に「、分館長」を加える。

附 則

この規則は、平成29年8月29日から施行する。

## 制 定 理 由

学校給食センターの新設に伴い、学校給食センター所長の職制上の段階を課長級と定めること等のため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後				改正前			
○川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則 平成28年3月31日教委規則第10号 (本則 略) 別表				○川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則 平成28年3月31日教委規則第10号 (本則 略) 別表			
職務の種類	職制上の段階	職	標準的な職	職務の種類	職制上の段階	職	標準的な職
川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「条例」という。）別表第1行政職給料表（1）の適用を受ける職員 の職務	局長級	教育次長又は担当理事	局長	川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「条例」という。）別表第1行政職給料表（1）の適用を受ける職員 の職務	局長級	教育次長又は担当理事	局長
	部長級	部長若しくは担当部長、部に相当する室の長又は所長（ <u>学校給食センターを除く。</u> ）	部長	川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「条例」という。）別表第1行政職給料表（1）の適用を受ける職員 の職務	部長級	部長若しくは担当部長、部に相当する室の長又は所長	部長
		課長若しくは担当課長、課に相当する室の長、 <u>所長（学校給食センターに限る。）</u> 、 <u>館長又は園長</u>	課長			課長若しくは担当課長、課に相当する室の長、 <u>館長、園長又は分館長</u>	課長
		主任指導主事	主任指導主事			主任指導主事	主任指導主事
	課長補佐	課長補佐	課長補佐		課長補佐	課長補佐	課長補佐
	係長級	係長若しくは担当係長、 <u>分館長</u> 又は事務長	係長		係長級	係長若しくは担当係長又は事務長	係長
		指導主事	指導主事			指導主事	指導主事
	主任	主任	主任		主任	主任	主任
職員	職員	職員		職員	職員	職員	
(略)				(略)			